

海老名市避難行動要支援者登録制度等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、自ら避難することが困難であり、地域の支援を必要とする避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の迅速かつ的確な避難行動支援（以下「避難支援」という。）を行うため、避難行動要支援者登録制度等（以下「登録制度」という。）の実施について必要な事項を定める。

(登録名簿の作成等)

第2条 市長は、災害発生時等において、要支援者の迅速かつ的確な避難支援を行うため、あらかじめ要支援者の情報を消防本部、警察署、自治会、民生委員・児童委員及び地区社会福祉協議会（以下「避難支援等関係者」という。）に提供することに同意した要支援者の情報を登録した避難行動要支援者登録名簿（以下「登録名簿」という。）の作成及び整備をする。

2 市長は、登録名簿を年に1回を基準とし、必要に応じて更新することができるものとする。

(要支援者の要件)

第3条 登録制度における要支援者の要件は、市内に住所を有する者（福祉施設等への入所等により自宅に居住する見込みのない者は除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 要介護認定3、4又は5の認定を受けている者
- (2) 要介護認定に伴う訪問調査の自立度が日常生活B以上又は認知症度Ⅲ以上である者。
- (3) 身体障害者手帳の等級が1級又は2級（総合等級）であって、第1種を所持する身体障害者。ただし、心臓機能障害又は腎臓機能障害にのみ該当する者は除く。
- (4) 次のアからエまでに掲げるいずれかの身体障害者手帳を所持する者（個別等

級)

ア 視覚障害（3級又は4級）

イ 聴覚障害（3級）

ウ 下肢機能障害（3級）

エ 体幹機能障害（3級）

(5) 療育手帳を所持する知的障害者

(6) 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する者で単身世帯の者

(7) その他市長が必要と認める者

(登録方法)

第4条 要支援者は、要支援者の情報を避難支援等関係者に提供することについて、同意又は不同意の旨を避難行動要支援者登録制度意思確認書（第1号様式。以下「意思確認書」という。）により、市長に提出するものとする。この場合において、要支援者本人が自署することが困難なときは、要支援者本人の代わりに代理人が記入することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき、意思確認書を提出した要支援者のうち、同意した要支援者の情報を登録名簿に登録する。ただし、意思確認書の提出等により、前条に規定する要支援者の要件に該当しないことが判明した場合は、要支援者の同意の意思にかかわらず、登録名簿に登録しない。

(登録情報)

第5条 前条第2項の登録名簿に登録する要支援者の情報（以下「登録情報」という。）は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 性別

(4) 住所又は居所

(5) 電話番号その他の緊急連絡先

(6) 避難支援等を必要とする事由

(7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(登録情報の変更及び削除)

第6条 登録名簿に登録された要支援者は、登録情報に変更が生じた場合又は登録情報を削除したい場合は、速やかに避難行動要支援者登録情報変更・削除届出書（第2号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受けた場合は、速やかに登録情報を変更し、又は削除するものとする。

3 市長は、要支援者から第1項の規定による届出がない場合であっても、登録情報の変更を知り得た場合又は次の各号に掲げるいずれかの要支援者の情報を知り得た場合は、職権により登録情報を変更し、又は削除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 市外に転出したとき。

(3) 福祉施設への入所等により自宅に居住する見込みがないとき。

(4) 第3条に規定する要支援者の要件に該当しなくなったとき。

(登録名簿の提供等)

第7条 市長は、要支援者の同意に基づき、市の関係部署と登録名簿を共有するとともに、避難支援等関係者に登録名簿を提供するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録名簿を提供する場合は、当該登録名簿の提供前の登録名簿を回収し、処分するものとする。

3 登録名簿の提供を受けた者は、災害発生時等における避難支援及び安否確認に活用し、及びその活用するための平常時における活動に活用することができる。

(個別避難計画の作成等)

第8条 市長は、要支援者一人一人の特性に応じて避難支援を行い、要支援者の安全・安心を確保することを目的に、登録名簿に登録されている要支援者を対象に個別避難計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の14第1項の個別避難計画をいう。以下同じ。）の作成及び整備をする。

- 2 市長は、前項に掲げる個別避難計画を作成するに当たり、優先的に避難支援する必要があると認められる場合は、作成等に関する事業について、その全部又は一部を委託することができる。
- 3 要支援者若しくはその家族又はそれらの者に作成を依頼された者は、当該要配慮の個別避難計画を作成することができる。
- 4 市長は、前項の規定により作成された個別避難計画に必要な情報（以下「個別情報」という。）が記載されていることを確認できた場合は、個別避難計画として取り扱う。
- 5 市長は、個別避難計画を要支援者の状況の変化に合わせて、更新できるものとする。

（個別避難計画の提供等）

第9条 市長は、要支援者の同意に基づき、市の関係部署と個別避難計画を共有するとともに、避難支援等関係者に個別避難計画を提供するものとする。

- 2 前項の規定により個別避難計画を提供する場合は、当該個別避難計画の提供前の個別避難計画を回収し、処分するものとする。
- 3 個別避難計画の提供を受けた者は、災害発生時等における要支援者の特性及び実情に応じた避難支援及び安否確認に活用し、及びその活用するための平常時における活動に活用することができる。
- 4 市長は、災害対策基本法第49条の15第3項の規定に基づき、災害発生時等において、要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、要支援者の同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者その他の者へ情報提供ができる。

（登録情報及び個別情報の保護）

第10条 登録名簿又は個別避難計画の配付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 秘密の保持を厳守すること。
- (2) 登録名簿又は個別避難計画を毀損し、汚損し、又は紛失等することのないよ

う適正に管理すること。

(3) 登録情報又は個別情報を目的以外に使用しないこと。

(4) 第三者に登録情報又は個別情報を提供しないこと。

(5) 登録名簿又は個別避難計画の複写をしないこと。

2 前項各号のいずれかに反する事態が生じたときは、登録名簿又は個別避難計画の配付を受けた者は速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、必要に応じて、登録名簿又は個別避難計画の配付を受けた者に対して登録情報又は個別情報の保護に関する指示又は調査を行うことができる。

4 市長は、登録名簿又は個別避難計画の配付を受けた者が第1項各号に規定する事項を遵守し難いと判断したときは、登録名簿又は個別避難計画を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

〈平成26年12月1日・制定（海老名市要援護者名簿に関する要綱は廃止）〉

〈平成28年7月1日・一部改正〉

〈令和3年7月1日・一部改正〉

〈令和6年9月1日・一部改正〉